　1002-12-02



一般社団法人日本原子力学会

材料部会　部会奨励賞表彰細則

2018年7月20日　2018年度材料部会運営小委員会承認

（目的）

1. 本細則は，「材料部会規約」第1条および第3条ならびに「部会・連絡会・支部表彰制度規程」（0110）第1条に基づき，材料部会の部会奨励賞 （以下，「部会賞」という）について定めるものである。

（趣旨）

1. 原子力材料分野における発展や進歩を促すことを目的とし，材料部会に属する正会員または学生会員の中から当該分野において顕著な貢献をした個人またはグループ（法人団体を含む）に対し，部会賞を授与する。

（部会賞の種類，対象）

第３条　部会賞として以下の賞を設ける。

２　材料部会功績賞：原子力材料分野の発展に対する顕著な貢献および功績が認められる研究者個人を対象とする。毎年1名程度とする。

３　材料部会若手優秀賞：原子力材料分野の研究，技術開発等において積極的かつ優れた活動をおこなっている若手研究者個人を対象とする。毎年3名程度とする。

４　材料部会Best Figure賞：原子力材料分野に関する発表において，学術的に興味深く，かつ華麗なFigureを示した個人またはグループを対象とする。毎年3件程度とする。

（判定基準）

第４条　受賞の判定基準は以下の通りとする。

２　受賞の対象となる研究または技術開発等が，過去も含め他の受賞の対象となった研究と重　複していないこと。

３　材料部会功績賞については，原子力材料分野の発展に対する顕著な貢献および功績が認められること。

４　材料部会若手優秀賞については，研究または技術開発等の成果を学術雑誌，国際会議，日本原子力学会「春の年会」または「秋の大会」等で発表していること，かつ受賞対象者を筆頭著者として査読つきの学術雑誌に一報以上掲載されていること。受賞年度の4月1日時点で満39歳以下であること。

５　材料部会Best Figure賞については，審査対象は，原則として学術雑誌，国際会議，日本原子力学会「春の年会」または「秋の大会」等で発表された図表または写真であって，学術的に興味深くかつ華麗であること。

（選考小委員会）

第５条　選考は選考小委員会を設置しておこなう。

２　選考小委員会委員長は材料部会部会長が原則担う。

３　選考小委員会は選考小委員会委員長，副部会長，国内学術小委員会委員長，庶務幹事，および選考小委員会委員長の指名するその他の運営小委員会委員若干名で構成することを原則とする。

４　応募者またはグループと利害関係のある者は該当する賞の選考に加わることはできない。

（選考方法）

第６条　選考は以下の方法でおこなう。

２　運営小委員会は，材料部会員および学生会員を対象として部会賞の公募をおこなう。公募の方法は次に定める。

３　選考小委員会は，応募者およびグループの中から受賞候補者を選考する。

４　部会長は選考結果を承認し，受賞者を決定する。

（公募方法）

第７条　部会賞の公募は，運営小委員会が担当し，材料部会ホームページ等を通じて周知する。

２　部会賞への応募は自薦または他薦とし，所定様式（別添）に基づいて応募書類を作成し，これを材料部会部会長に提出する。

３　部会賞推薦書の様式，公募時期，表彰状および副賞等の詳細については，運営小委員会において定める。

（選考結果の通知，表彰）

第８条　受賞者には決定後速やかに結果を通知する。

２　部会賞受賞者の表彰式は部会全体会議にておこない，表彰状等を贈呈する。

（選考結果報告）

第９条　選考小委員会は，選考過程および選考結果を理事会へ報告する。

（改定）

第１０条　本細則の改定は，運営小委員会が決定し，材料部会全体会議，部会等運営委員会ならびに理事会に報告するものとする。

（その他）

第１１条　本細則で定められていない事項については，運営小委員会で協議し定める。

附則

１　平成24年3月20日　第24回材料部会全体会議制定，同日施行

２　改定履歴

① 平成21年1月　「日本原子力学会材料部会　部会表彰要領」として制定

② 平成23年9月22日　第23回材料部会全体会議改定

③ 平成24年3月20日　学会管理の内規に変更，第24回材料部会全体会議制定

④ 平成27年9月11日　第31回材料部会全体会議承認，平成27年12月14日　第2回部会等運営委員会報告，平成28年1月26日　第6回理事会報告

⑤ 平成28年3月26日　「材料部会奨励賞表彰細則」に変更　平成27年度第4回材料部会運営小委員会承認，平成28年3月27日　第32回材料部会全体会議報告，平成28年4月15日　部会等運営委員会メール報告，平成28年5月24日　第8回理事会報告

⑥ 平成30年1月19日　「材料部会奨励賞表彰細則」を「材料部会 部会賞表彰細則」に変更　平成29年度第3回材料部会運営小委員会改定

⑦ 平成30年2月9日　材料部会運営小委員会メール改定，平成30年3月26日　第34回　材料部会全体会議報告

⑧ 2018年7月20日　細則名ならびにそれに伴う3賞名を見直し　材料部会運営小委員会メール改定， 2018年7月25日　材料部会メール報告，2018年8月23日　部会等運営委員会メール報告，2018年9月27日　第3回理事会報告

附則

１　平成27年9月11日承認の内規は，材料部会全体会議承認の日から施行する。

２　平成28年3月26日承認の細則は，材料部会運営小委員会承認の日から施行する。

３　2018年7月20日承認の細則は，材料部会員全体への報告の日から施行する。